

# 建設業者監督処分簿

## 1. 処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	株式会社和幸	代表者氏名	山田 西夏
主たる営業所の所在地	愛知県春日井市下原町2269番地		
許可番号	愛知県知事許可（般-27）第73222号	許可を受けている建設業の種類	防

## 2. 処分に関する事項

処分年月日	平成27年12月9日	処分を行った者	愛知県知事
根拠法令	建設業法第28条第3項(同条第1項第3号該当)		

### 処分の内容

#### 建設業法第28条第3項に基づく営業の停止

##### 1 停止を命ずる営業の範囲

建設業に係る営業のうち、民間工事に係る営業

(注)「民間工事」とは、国、地方公共団体、法人税法(昭和40年法律第34号)別表第1に掲げる公共法人(地方公共団体を除く。)又は建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第18条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)第2条第2項に規定する特定事業に係るもの以外の建設工事をいう。

##### 2 停止を命ずる期間

平成27年12月23日から平成27年12月25日までの3日間

### 処分の原因となった事実

株式会社和幸は、同社業務に関し、電話アポインターが消費者に雨樋掃除の電話をかけ、申し込みを受けた消費者宅を同社の営業員が訪問し、雨樋掃除のために屋根に上がり、「瓦がずれている。」などと不実を告げて、高額な屋根瓦等家屋修繕工事の役務提供に係る訪問販売を行っていたことが、特定商取引に関する法律に違反するとして、平成27年8月11日に中部経済産業局より業務停止命令を受けた。

このことは、建設業法第28条第1項第3号に該当する。

### その他参考となる事項